

## 〔I〕 天理市少年剣道教室内規

天理市剣道連盟規約第四条の3により開設する少年剣道教室は、この規定に従う。

一、（以下、名称は、『天理剣道クラブ』という）

二、入室の資格は、天理市在住の小学生、中学生とする。

天理市外については特に常任理事会の承認を得た場合に入室することができる。

三、教室に入室しようとする者は、別に定める申し込み書に必要事項を記入し、保護者より会長に申請しなければならない。

新入生の受け入れは毎年度四月、九月の二回行う。

四、教室生は別に定める入会金と会費を納入しなければならない。

五、稽古時間は毎日曜日、午前十時より十二時までとする。

六、稽古場所は天理大学武道場（天理市田井庄町）を借用して行う。

本会には、支部教室を設置することができる。

各教室には代表者（連盟の常任理事がこれにあたる）を設置し連盟規約に準じて指導運営をする。

稽古は、別途定める稽古日及び稽古時間に実施する。

七、稽古中及び通室途上の事故については、スポーツ障害保険に加入し、その保証を受けるものとし、連盟はそれ以上の責任を負わない。

八、指導は、市剣道連盟理事以上の役員が行う。

九、連盟はこの内規に違反した者、及び指導者の監督、指導に服しない者の退室を命ずることがある。

この内規は、昭和 五十三年 五月 一日 より発行する

この内規は、平成 八年 四月 一日 より改正発行する

この内規は、平成 二十三年 四月 一日 より改正発行する

この内規は、平成 二十四年 五月十三日 より改正発行する